

ゲノム編集技術によって得られた生物を利用して製造された 添加物の取扱いについて

1. 組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物の取扱いについて

- 組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された添加物（以下「遺伝子組換え添加物」という。）については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において、厚生労働大臣が定める安全性審査の手続を経た旨の公表がなされたものでなければなりませんとされています。
- 厚生労働省は、同告示に基づき、遺伝子組換え添加物について、品目ごとに食品安全委員会の意見を聴き、安全性審査を行っている。
これまで（平成30年11月26日現在）40品目の添加物について安全性審査を経た旨の公表を行っており、これらはいずれも微生物が宿主として利用されている。
- また、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性の添加物（いわゆる「高度精製添加物」）については、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き（平成12年厚生省告示第233号）の規定に従い、遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなす取扱いを行っている。
- このように、遺伝子組換え添加物に関しては、微生物におけるセルフクロニング、ナチュラルオカレンスの取扱いの導入や高度精製添加物の安全性審査における手続きの見直しなど、実績を踏まえ、手続きの緩和の方向での見直しが行なわれている。

2. 添加物の取扱いの検討に当たっての視点

- ゲノム編集技術応用食品の取扱いとの整合性
- 遺伝子組換え添加物におけるこれまでの取扱いとの整合性